

執筆者：

E-mail  [湯川 雄介](#)E-mail  [鈴木 健文](#)E-mail  [チーチャンニェイン](#)

※ 本ニューズレターは、2022年5月26日現在の情報に基づいています。

ミャンマー中央銀行(CBM)が2022年4月3日に発出した告示(Notification No. 12/2022)(「本強制兌換告示」)により、一定の例外を除いて、国内居住者が国外から取得した外国通貨について、外国為替取引の許可を持つ銀行に送金してミャンマーチャットへの転換が強制されることとなり、外国企業を中心にミャンマーでの事業継続に大きな打撃を与えている状況にあります(その詳細は、[2022年4月6日付のニューズレター](#)、[2022年4月8日付のニューズレター](#)及び[2022年4月28日付のニューズレター](#)ご参照)。

本強制兌換告示に関連して、2022年5月25日付で、CBMから各省庁、州・管区政府機関、ネピドー・ヤンゴン・マンダレー市開発委員会(総称して「被通知当局」)に対して、通知書(「本通知書」)が発出されましたが、その内容が、今後の民間事業者への外国通貨の使用に更なる影響を与える可能性があるため、速報としてご連絡します。

本通知書では、外国通貨が、土産物店、外国人への賃貸、外国投資家により設立された学校、レストラン、ホテル等においてミャンマーチャットの代わりに使われている現状があることや、各省庁の下部組織等において外国通貨を事業の収入として得ていること(賃料、保険事業への資本金、合併事業からの収入等を例示)を指摘したうえで、本強制兌換告示にかかる事項に基づいて、被通知当局では、被通知当局の下部組織に対して国内での使用・支払についてはミャンマーチャットを利用するよう指示しなければならず、当該指示を下部組織に伝達した後にCBMに対して報告することを求めています。

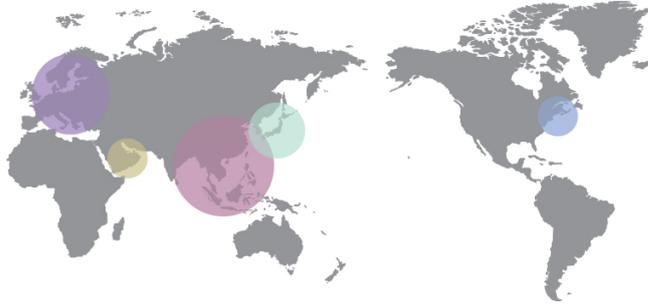
本通知書の直接の宛先は被通知当局ですが、合併事業からの収入等において外国通貨が使われていることも問題として指摘されていることから、政府と合併事業を行っている場合には、当該通知書による影響を受ける可能性が懸念されます。加えて、本通知書では民間事業者の事業活動を直接に取り締まっているものではありませんが、外国通貨が、土産物店、外国人への賃貸、外国投資家により設立された学校、レストラン、ホテル等においてミャンマーチャットの代わりに使われている現状を指摘していることからすると、今後、これらの事業活動における外国通貨を制限するような規制が登場することが懸念されます。万が一そのような規制が登場すれば、これらの事業活動は更に打撃を受けることが懸念されるため、今後の動向を注視していく必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は[N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail !\[\]\(3342c215b2a8b663596a81468d5dc314_img.jpg\)](#)

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範
仁木寛志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.4